

令和3年度宮城県水田農業推進方針

令和2年11月24日
宮城県農業再生協議会

1 基本方針

国は米政策改革により、平成30年産米から生産数量目標の配分を行わないこととし、生産者や集荷業者・団体など産地自らの判断により、需要に応じた米生産に取り組むこととした。また、平成20年をピークに人口が減少局面に入ったことを踏まえ、主食用米の需要見通しの算定方法を見直し、令和2年産主食用米等の全国の適正生産量を前年より10～19万トン少ない708～717万トンとした（令和元年11月公表）。

これを受け、県農業再生協議会では「平成30年産以降の米政策改革への対応方針」（平成29年4月策定）に基づき、国が示した米穀の需給見通しや地域農業再生協議会の生産計画等を踏まえ、令和2年産主食用米の「生産の目安」を342,602トン（面積換算63,989ha）と設定し、地域農業再生協議会へ提示した。

その後、事前契約の拡大分を考慮し、348,702トン（面積換算64,796ha）を目標に掲げ、需要に応じた県産米の生産量を確保するための作付面積の地域間調整など、地域農業再生協議会と連携して適正な作付を推進した。また、水田をフルに活用し、大豆、麦類、飼料用米、新市場開拓用米など戦略作物の作付拡大や園芸作物への作付転換を誘導した。

その結果、本県の令和2年産主食用米の作付面積は64,500haとなり、目標に応じた取組が行われた。また、主食用米以外については、備蓄米や新市場開拓用米等新規需要米の作付が前年より拡大した一方、加工用米、大豆の作付は減少した。

米政策改革3年目となる令和2年産は、全国では主食用米の作付面積は136.6万ha、収穫量は722.9万トンとなり、国が示す適正生産量を約7万トン上回った。また、本年6月の民間在庫量は新型コロナウイルス感染症の影響も加わり200万トンとなり、来年6月末の民間在庫量は207～212万トンと推計され、需給安定の目安とされる180～200万トンを超える見通しとなり、主食用米からの作付転換など需給の安定に向けた対応が必要となっている。

一方で、主食用米の需要が減少し続ける中、複数年契約など、事前契約による安定的な取引を定着・拡大させながら、今後も需要に応じた生産に取り組んでいく必要がある。

国は令和2年11月に公表した「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」において、令和3年産主食用米等の全国の適正生産量を前年より15～24万トン少ない693万トンとした。県農業再生協議会では、東日本大震災及び令和元年東日本台風からの復旧・復興、新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえつつ、地域農業再生協議会や生産者など生産現場の声をききながら、令和3年産主食用米についても「生産の目安」を設定・提示するとともに、引き続き、需要に応じた売れる宮城米づくりを推進していく。また、水田をフルに活用し、収益性の高い園芸作物への転換誘導や大豆、麦類、飼料用米、新市場開拓用米等の生産拡大により、農業所得の向上と競争力の高い宮城の水田農業の実現に向けた取組を推進していく。

2 主な作物別の誘導方向

(1) 主食用米

生産者が安心して農業経営を行うためには、需給の安定が必要であり、平成27年産米以降の需給調整への取組により改善傾向にあったが、令和元年産米から再び民間在庫量が増加するなど、需給バランスの悪化が懸念されている。そのため、本県では、国が示す全国の需給見通しや地域農業再生協議会の生産計画等を踏まえ、「生産の目安」を設定し、需要に応じた生産に取り組んでいく。

また、消費者や実需者の多様な需要に対応した売れる宮城米づくりを推進するため、「みやぎ米ブランド化戦略」に基づき、玄米食向け品種「金のいぶき」や「だて正夢」の戦略的導入によるブランド力の強化や、業務用向け品種の導入による需要拡大に取り組むとともに、省力・低コスト稲作の推進により収益性の向上を図っていく。

◆令和3年産「生産の目安」 62,538ha (337,133トン)

(2) 園芸作物【野菜】

収益性の高い水田農業を目指し、加工・業務用野菜など大規模露地園芸の取組拡大を図るため、水田農業高収益化計画や各種事業の活用、契約栽培等により販路を確保し、安定的な所得確保に向けた取組を推進する。

これらの取組を推進するため、水田を活用した露地園芸の新規作付や「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」に基づく大規模作付の取組に対して、産地交付金を活用し支援する。

◆令和3年産推進目標 3,600ha (野菜 3,140ha)

(3) 大豆・麦類

本県水田農業の基幹作物であることから、水田フル活用の最重点作物として、引き続き、高品質・高収量生産を推進するとともに、需要に応じた品種の作付誘導など、実需者と一体となった産地づくりを推進する。また、国の「麦・大豆増産プロジェクト」の活用等により、大豆・麦類の生産拡大を推進する。

◆令和3年産推進目標

大豆 11,000ha

麦類 2,400ha

(4) 備蓄米

毎年安定した政府買入が見込まれ、入札に県別優先枠が設定されている。水田フル活用の主要な取組として、安定的に一定規模の作付が確保できることから、令和元年産の落札実績により獲得した県別優先枠(11,600トン)を最大限に活用するとともに、一般枠での数量拡大も図りながら生産に取り組んでいく。

◆令和3年産推進目標 2,400ha (13,000トン)

(5) 飼料用米

本県における米態様の転換作物の主要な取組であり、需要の見通しもあることから、今後も経営の安定化に向け、多収品種の導入や担い手等への農地集積、団地化等による生産コストの低減、複数年契約を推進する。特に、令和3年産においては主食用米からの転換に向けた取組誘導を強化するため、産地交付金を活用した支援措置を実施する。

◆令和3年産推進目標	6,000ha (35,000トン)
(内訳)	
一般品種	3,000ha (16,000トン)
多収品種	3,000ha (19,000トン)

(6) 加工用米

現在の販売先である酒造用や加工食品用の実需者との取引継続、安定的な需要量の維持・確保を図るため、複数年契約を推進するとともに、産地交付金を活用した支援措置を継続する。

◆令和3年産推進目標	700ha (3,800トン)
------------	-----------------

(7) 新市場開拓用米（輸出用米）

国では米輸出の飛躍的な拡大に向けて、戦略的に輸出に取り組む関係者が連携した取組を推進するため、「米海外市場拡大戦略プロジェクト」を立ち上げ、取組を推進している。

本県においても、水田フル活用の主要な取組として位置付け、地域における取組を支援するとともに、産地交付金による支援措置を継続し、米輸出拡大に積極的に取り組む。

◆令和3年産推進目標	700ha (3,800トン)
------------	-----------------

(8) WCS用稲・米粉用米

畜産農家や米粉の実需者からの需要が一定水準に達していることから、今後の需要の動向を的確に把握しながら、需要に応じた適正水準の作付を推進する。

◆令和3年産推進目標	
WCS用稲	2,100ha
米粉用米	150ha

3 主食用米の「生産の目安」と主な作物別推進目標

(単位: ha)

	H30 実績	R1 実績	R2 (実績見込)	R3 (「生産の目安」 及び目標)
主食用米	64,500	64,800	64,500	62,538
園芸作物	3,660	3,536	3,448	3,600
野菜	3,170	3,057	2,988	3,140
大豆	10,198	10,479	10,284	11,000
麦類	2,162	2,226	2,195	2,400
備蓄米	1,404	2,167	2,319	2,400
飼料用米	5,553	4,871	4,913	6,000
加工用米	1,107	836	707	700
新市場開拓用米	213	442	636	700
WCS用稲	2,006	2,053	2,070	2,100
米粉用米	68	72	145	150
飼料作物	5,937	5,860	5,777	6,000
そば	568	562	518	600

4 具体的推進手法

○産地交付金の「県設定枠」

水田のフル活用を推進するため「県設定枠」を設け、県内一律の用途として、県が取組内容及び単価を設定し、取り組む生産者を支援する。

なお、県設定枠の配分額及び交付単価や要件等は、国の令和3年度当初予算決定後、国と協議し設定する。

(1) 大規模露地園芸助成（継続）

「みやぎの園芸特産振興戦略プラン」の重点振興品目のうち1品目を新たに1ha以上取り組む生産者に対して、作付面積に応じ一定期間支援する。

(2) 露地園芸助成（継続）

収益性の高い水田農業を確立するため、新たに30a以上の団地で露地園芸（野菜、花き、果樹）に取り組む生産者に対して、作付面積に応じ一定期間支援する。

(3) 新市場開拓用米助成（継続）

水田フル活用の主要な取組として定着、拡大を図るため、輸出用など新市場開拓用米に取り組む生産者に対して、作付面積に応じ支援する。

(4) 加工用米の複数年契約助成（継続）

実需の要望に安定的に対応するため、加工用米の複数年契約に取り組む生産者に対して、作付面積に応じ支援する。

(5) 飼料用米の低コスト生産助成（継続）

水田フル活用の主要な取組として定着、拡大を図るため、飼料用米（一般品種）の低コスト化に取り組む生産者に対して、作付面積に応じ支援する。種子確保等の課題により、やむを得ず、多収品種でなく一般品種で取り組む場合に、収量性などで所得差が生じるため、一般品種に限定し支援する。

(6) 主食用米の緊急転換助成（新規） ※令和3年度限りの特例措置

主食用米偏重からの脱却を図るため、緊急的な措置として令和3年度に主食用米から、飼料用米に転換した作付面積に対して交付する。他の支援内容との重複も可能とする。

(7) 東日本台風被災水田の営農再開支援（継続）

東日本台風災害による農地や用水路等への甚大な被害を受けた水田において、販売目的の作物の作付けが困難な場合に、地力増進作物を作付けする生産者に対して、作付面積に応じ支援する。

※(1)～(7)の推進手法は、国との協議等により、項目及び取組内容が変更となる場合があります。